

知多市告示第 4 5 号

知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知多市老朽空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）は、適切に管理されていない空家等から、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、老朽化した危険な空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和 3 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅

(補助対象空家等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空家等は、次の各号のいずれかに該当する空家等（以下「老朽空家等」という。）とする。

- (1) 次のいずれにも該当する老朽化した危険な空家等
 - ア 知多市内にある空家等のうち不良住宅と判定されたもの
 - イ 所有権以外の権利が設定されていない空家等であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家等の除却に同意している場合は、この限りではない。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める空家等

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付申請日において、市内に存する老朽空家等の所有者であること。ただし、当該老朽空家等が共有である場合は、共有者全員の同意を得ること。

(2) 市税、都市計画税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助の対象及び補助金の額)

第5条 市長は、第1条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助事業の内容は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 老朽空家等の全てを除却し、更地にする工事であること。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施する工事であること。

(3) 他の制度等に基づく補償又は補助の対象となる工事でないこと。

(4) 第9条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

3 補助対象経費は、補助対象者が施工業者に支払った補助事業に係る費用とする。ただし、国の定める各年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等の不良住宅等除却費の除却工事費を限度とする。

4 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか少ない額とする。

(老朽空家等の判定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第8条に規定する申請の前に、知多市老朽空家等判定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図及び配置図

(2) 当該空家等の写真（複数の方向から外観を撮影したもの及び損傷状況が分か

るもの)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(老朽空家等の判定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、その判定結果を知多市老朽空家等判定結果通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定により老朽空家等に該当する旨の通知を受けた者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、知多市老朽空家等除却費補助金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第4号様式）

(2) 老朽空家等の登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類

(3) 補助事業の見積書（住宅除却工事とそれ以外の部分を分け、かつ、施工業者の記名のあるものに限る。）

(4) 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書（完納を証するものに限る。）又は納税状況確認同意書

(5) 共有所有の場合、全ての所有者が同意していることが確認できる書類

(6) 所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利の権利者が同意していることが確認できる書類

(7) 代理人が申請を行う場合にあっては、当該代理人に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第9条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに、知多市老朽空家等除却費補助金交付決定通知書（第5号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受

けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（計画変更の承認）

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市老朽空家等除却費補助金計画変更申請書（第6号様式）に変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更決定の通知）

第13条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市老朽空家等除却費補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、知多市老朽空家等除却費補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 除却工事費の領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (3) 工事着手前、工事完了後の全景写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第16条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市老朽空家等除

却費補助金確定通知書（第 9 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第 17 条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市老朽空家等除却費補助金交付請求書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 18 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第 15 条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（委任）

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

知多市老朽空家等判定申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱第 7 条の規定による判定を受けたいので、同要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、同要綱第 7 条で規定する現地調査を行うため、知多市職員による当該空家等への立ち入りについて承諾します。

空家等の 所在地	知多市			
空家等の 概要	形態	一戸建て 長屋 共同住宅 併用住宅		
	構造	木造 非木造（ ）		
	階数	階建て		
	延べ面積	m ² (内居住部分の面積 m ²)		
	空家となった時期	年 月		
	空家となった理由			
添付資料	(1) 位置図及び配置図 (2) 当該空家等の写真（複数の方向から外観を撮影したもの及び損傷状況がわかるもの） (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			

第 2 号様式（第 7 条関係）

知多市老朽空家等判定結果通知書

知 発 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで申請のあったことについて、知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

空家等の所在地	知多市
判定結果	該当する ・ 該当しない

第3号様式（第8条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において知多市老朽空家等除却費補助事業を行うため、次のとおり知多市老朽空家等除却費補助金の交付を申請します。

老朽空家等の所在地	
交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	(1) 事業計画書（第4号様式） (2) 老朽空家等の登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類 (3) 補助事業の見積書（住宅除却工事とそれ以外の部分を分け、かつ、施工業者の記名のあるものに限る。） (4) 市税、都市計画税及び国民健康保険税の納税証明書（完納を証する者に限る。）又は納付状況確認同意書 (5) 共有所有の場合、全ての所有者が同意していることが確認できる書類 (6) 所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利の権利者が同意していることが確認できる書類 (7) 委任状（代理人が申請する場合に限る。） (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

事業計画書

1 空家等の概要

老朽空家等の所在地	知多市
形態	一戸建て 長屋 共同住宅 併用住宅（ ）
構造	木造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 その他（ ）
面積	延べ面積 m ² うち居住部分の面積 m ²
建築年	年 月 日
空家等となった時期	年 月 日
老朽空家等の判定	年 月 日付け 第 号

2 除却工事費予定額

除却にかかる総事業費（税込）	円
うち 空家除却工事費（補助対象） （国土交通大臣の定める標準除却費のうちの除却工事費を限度とする。）	その他の工事費（補助対象外）
円	円

第5号様式（第9条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第6号様式（第12条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補 助 事 業 の 名 称	
老朽空家等の所在地	知多市
変更後の補助金額	円
計 画 変 更 の 理 由	
計 画 変 更 の 内 容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項
について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第7号様式（第13条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
老朽空家等の所在地	知多市
変 更 交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第 8 号様式（第 1 5 条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業
が完了したので、次のとおり報告します。

補 助 事 業 の 名 称	
老朽空家等の所在地	知多市
交 付 決 定 額	円
実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
添 付 書 類	(1) 工事の契約書等の写し (2) 除却工事費の領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。） (3) 工事着手前、工事完了後の全景写真 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 9 号様式（第 1 6 条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市老朽空家等除却費補助金交付要綱第 1 6 条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
老朽空家等の所在地	知多市
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第 10 号様式（第 17 条関係）

知多市老朽空家等除却費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

補 助 事 業 の 名 称				
請 求 金 額	円			
確 定 額	円			
上記のうち受領済額	円			
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			